

## 総合型選抜・学校推薦型選抜における入学者選抜の変更について

令和4年3月  
大 阪 大 学

令和6年度入学者選抜から、総合型選抜・学校推薦型選抜の選抜方法を次のとおり変更します。  
なお出願にあたっては、令和5年7月以降に公表予定の学生募集要項を必ず確認してください。

### 【変更内容】

#### 総合型選抜・学校推薦型選抜の併願について

○令和5年度入学者選抜まで

本学以外の国立大学が実施する総合型選抜・学校推薦型選抜との併願可否については、次のとおりです。

(a) 本学「総合型選抜」へ出願する場合

- ・本学「総合型選抜」の結果が不合格と判明している場合に限り、他の国立大学の総合型選抜へ出願できます。
- ・他の国立大学の総合型選抜の結果が不合格と判明している場合に限り、本学「総合型選抜」へ出願できます。

(b) 本学「学校推薦型選抜」へ出願する場合

- ・他の国立大学の学校推薦型選抜への併願は一切できません。
- ・他の国立大学の学校推薦型選抜へ出願している場合、本学「学校推薦型選抜」への併願は一切できません。



○令和6年度入学者選抜から

本学以外の国~~立~~公立大学が実施する総合型選抜・学校推薦型選抜との併願可否については、次のとおりです。

(a) 本学「総合型選抜」へ出願する場合

- ・本学「総合型選抜」の結果が不合格と判明している場合に限り、他の国~~立~~公立大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜へ出願できます。
- ・他の国~~立~~公立大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜の結果が不合格と判明している場合に限り、本学「総合型選抜」へ出願できます。

(b) 本学「学校推薦型選抜」へ出願する場合

- ・他の国~~立~~公立大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜との併願は一切できません。